

1. 産業廃棄物処理施設の許可等の状況について

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、82 政令市
- ②調査内容 産業廃棄物処理施設の許可等の数

(2) 調査結果の概要

令和3年4月1日現在において産業廃棄物処理施設の設置許可件数は、全体で 21,012 件（前年度は 20,800 件）となっており、前年度より 212 件（1.0%）増加している。（表1-1 参照）

表1-1 産業廃棄物の処理施設設置許可件数

区 分	施設許可件数 (令和3年4月1日現在)		令和2年度分		
			新規施設許可件数	変更許可件数	廃止届出件数
中間処理施設	19,412	(19,197)	535	152	418
汚泥の脱水施設	2,717	(2,804)	28	8	40
汚泥の乾燥施設(機械)	212	(213)	5	0	3
汚泥の乾燥施設(天日)	53	(52)	0	1	1
廃油の油水分離施設	258	(254)	5	4	1
廃酸・廃アルカリの中和施設	153	(150)	3	2	0
コンクリート固化施設	25	(25)	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	11	(11)	0	0	0
シアン化合物の分解施設	100	(105)	0	0	5
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設	12	(12)	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	12	(13)	0	0	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	13	(14)	0	0	1
廃プラスチック類の破砕施設	2,235	(2,162)	101	33	51
木くず又はがれき類の破砕施設	10,675	(10,457)	318	78	242
廃水銀等の硫化施設	2	(2)	0	0	0
汚泥の焼却施設	599	(591)	17	5	11
廃油の焼却施設	600	(592)	19	8	13
廃プラスチック類の焼却施設	695	(692)	20	5	19
PCB廃棄物の焼却施設	5	(5)	0	1	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,035	(1,043)	19	7	30
最終処分場	1,600	(1,603)	19	21	19
遮断型処分場	23	(23)	0	0	0
安定型処分場	946	(952)	12	15	12
管理型処分場	631	(628)	7	6	7
合 計	21,012	(20,800)	554	173	437

- 注) 1. 令和3年4月1日現在の設置許可件数とは、令和2年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。
 2. () 内は前年度の調査結果

①中間処理施設

令和3年4月1日現在の中間処理施設の設置許可件数は、全体で19,412件となっており、前年度との比較では215件(1.1%)増加となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破碎施設が約55.0%、汚泥の脱水施設が約14.0%、廃プラスチック類の破碎施設が約11.5%等であった。

木くず又はがれき類の破碎施設の新規設置許可件数は318件あり、新規許可件数の半分以上を占めている。また、焼却施設の新規設置許可件数は21件であり、前年度と比べて4件増加となった。(経年変化は図1-1参照)

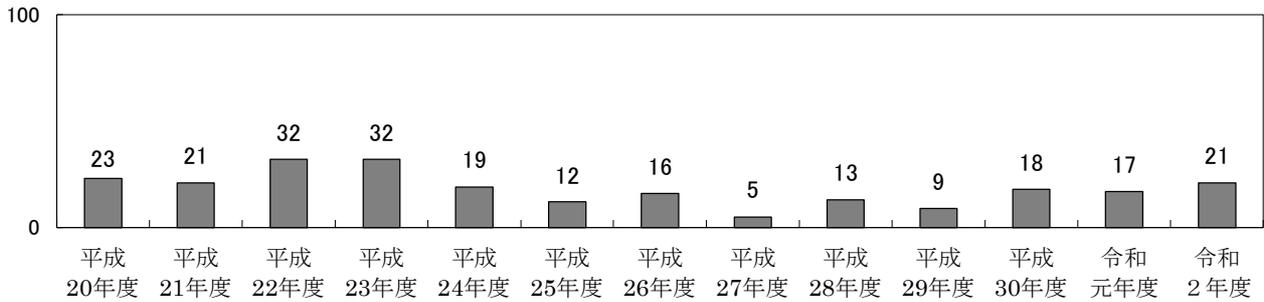


図1-1 焼却施設の新規許可件数

- 注) 1. 令和3年4月1日現在の設置許可件数とは、令和2年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。
 2. 焼却施設については、「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も1件と計上しているため、表1-1の数値とは一致しない。

②最終処分場

令和3年4月1日現在の最終処分場の設置許可件数は、全体で1,600件となっており、前年度との比較では3件の減少となっている。

最終処分場の新規設置許可件数は19件であり、前年度と比べて12件増加となった。(経年変化は図1-2参照)

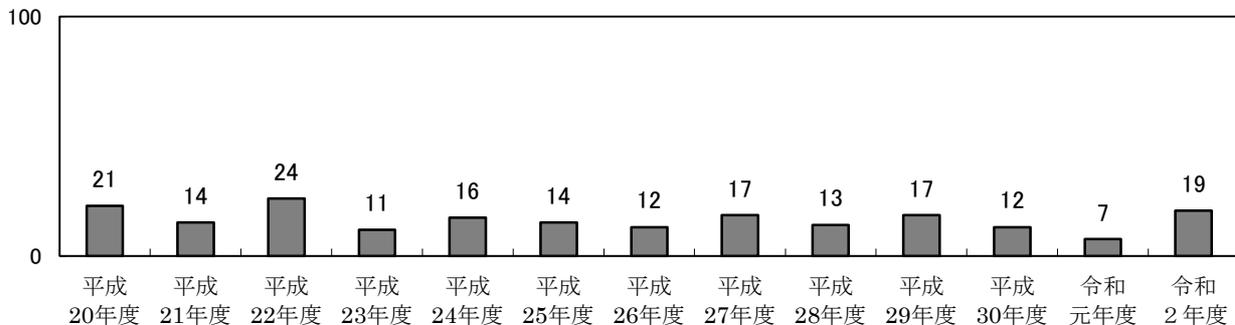


図1-2 最終処分場の新規許可件数

- 注) 令和3年4月1日現在の設置許可件数とは、令和2年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。

2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、82 政令市
- ②調査内容 産業廃棄物処理業の許可件数等

(2) 調査結果の概要

①産業廃棄物処理業の許可の状況

令和3年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より5,604件(2.5%)増加し、227,717件となっている。特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より454件(2.1%)増加し、22,146件であった。

処理業許可件数が平成23年度以降大幅に減少したのは、平成22年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の一部改正により、産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可が合理化されたことが主な原因である。(図2-1、表2-1参照)

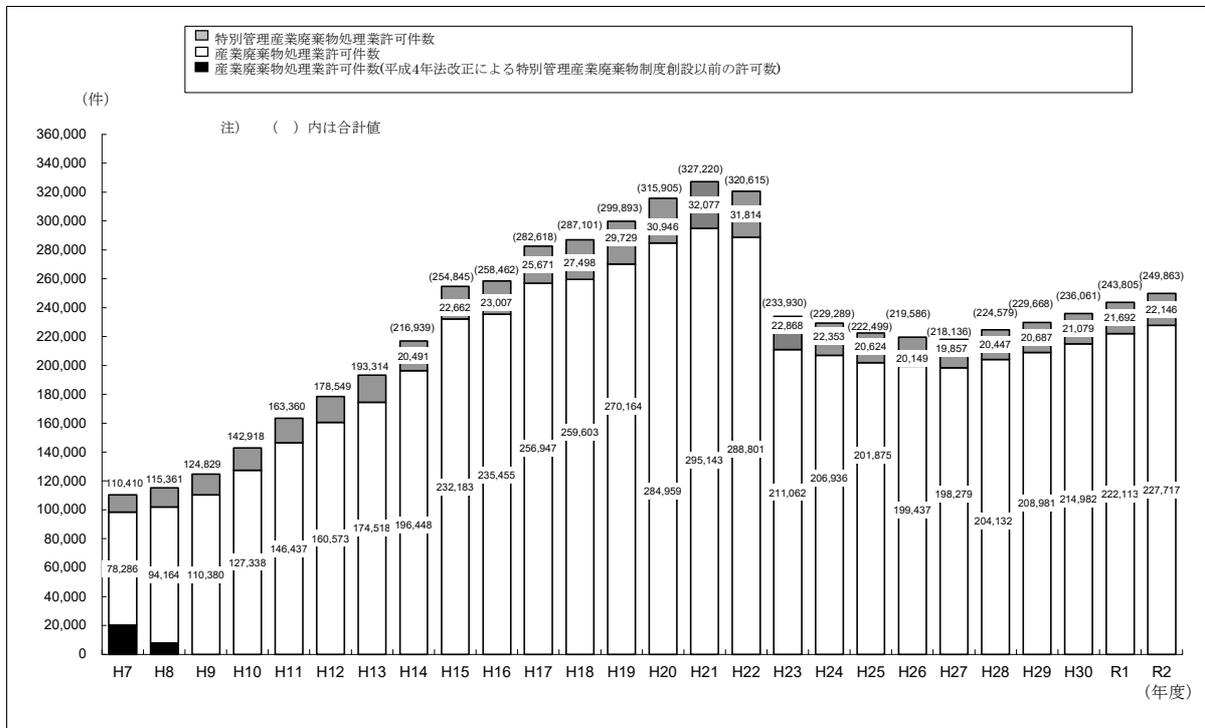


図2-1 許可件数の経年変化

表2-1 産業廃棄物処理業の許可件数（令和3年4月1日現在）

許可件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
227,717	22,146	249,863

(内 訳)

(ア) 産業廃棄物処理業の許可件数

	許可件数 (令和3年4月1日現在)		令和2年度			
			新規許可件数		更新許可件数	
収集運搬業	214,442	(208,896)	13,704	(13,700)	30,292	(30,335)
積替あり	8,601	(8,510)	173	(158)	1,502	(1,475)
積替なし	205,841	(200,386)	13,531	(13,542)	28,790	(28,860)
処分業	13,275	(13,217)	201	(203)	2,294	(2,369)
中間処理のみ	12,497	(12,431)	198	(195)	2,168	(2,244)
最終処分のみ	269	(264)	2	(5)	43	(39)
中間・最終	509	(522)	1	(3)	83	(86)
合計	227,717	(222,113)	13,905	(13,903)	32,586	(32,704)

(イ) 特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許可件数 (令和3年4月1日現在)		令和2年度			
			新規許可件数		更新許可件数	
収集運搬業	21,361	(20,908)	912	(1,020)	2,670	(2,594)
積替あり	1,224	(1,225)	12	(17)	202	(144)
積替なし	20,137	(19,683)	900	(1,003)	2,468	(2,450)
処分業	785	(784)	13	(13)	95	(80)
中間処理のみ	702	(703)	12	(11)	80	(66)
最終処分のみ	62	(61)	0	(2)	11	(11)
中間・最終	21	(20)	1	(0)	4	(3)
合計	22,146	(21,692)	925	(1,033)	2,765	(2,674)

注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。

2. () 内は、前年度の調査結果である。

(ウ) 都道府県・政令市の収集運搬業（積替なし）の許可件数

	許可件数(令和3年4月1日現在)		合計
	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
全国計	205,841 (200,386)	20,137 (19,683)	225,978 (220,069)
都道府県計	204,168 (198,479)	19,750 (19,279)	223,918 (217,758)
政令市計	1,673 (1,907)	387 (404)	2,060 (2,311)

注) 1. 都道府県・政令市の収集運搬業（積替なし）の許可件数である。

2. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。

3. () 内は、前年度の調査結果である。

②産業廃棄物処理業の廃止の状況

令和2年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く。）の届出件数は合計 1,638 件であった。（表2-2参照）

表2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数（令和2年度）

廃止届出件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
1,638	169	1,807

（内 訳）

	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
		(前年度)		(前年度)
収集運搬業	1,459	(1,693)	158	(170)
積替あり	73	(132)	9	(24)
積替なし	1,386	(1,561)	149	(146)
処分業	179	(189)	11	(10)
中間処理のみ	171	(175)	11	(9)
最終処分のみ	3	(8)	0	(0)
中間・最終	5	(6)	0	(1)
合計	1,638	(1,882)	169	(180)

注) () 内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、82 政令市
- ②調査内容 行政処分の件数等

(2) 調査結果の概要

令和2年度における法第18条の報告徴収は5,543件（前年度5,342件）、法第19条の立入検査件数は190,703件（同206,890件）であった。

また、令和2年度における行政処分については、法第14条の3の2（産業廃棄物処理業の許可取消し）と法第14条の3による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は287件（前年度363件）、法第14条の6による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は10件（同18件）、法第15条の3による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）と法第15条の2の7による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は26件（同43件）、法第19条の3の命令（改善命令）は11件（同21件）、法第19条の5の命令（措置命令）は5件（同20件）、法第19条の6の命令（措置命令）は0件（同0件）であった。（表3-1参照）

表3-1 行政処分等の件数（令和2年度）

処分等の内容			件数		
立入検査等	法第18条の報告徴収		5,543	(5,342)	
	法第19条の立入検査		190,703	(206,890)	
管理票に関する 行政指導	法第12条の6の勧告		22	(15)	
	法第12条の6に係る指導		158	(396)	
行政処分	処理業	(産業廃棄物処理業)		287	(363)
		法第14条の3の2の処分	許可の取消し	244	(327)
		法第14条の3の処分	全部停止	43	(34)
			一部停止	0	(2)
		(特別管理産業廃棄物処理業)		10	(18)
		法第14条の6の処分	許可の取消し	4	(13)
	全部停止		6	(5)	
	一部停止		0	0	
	処理施設	(産業廃棄物処理施設)		26	(43)
		法第15条の3の処分	許可の取消し	8	(12)
		法第15条の2の7の処分	改善命令	6	(11)
	停止命令		12	(20)	
	事業者等	法第19条の3による処分	改善命令	11	(21)
法第19条の5による処分		措置命令	5	(20)	
法第19条の6による処分		措置命令	0	(0)	

注) () 内は、前年度の調査結果である。

【参考資料】

a) 取消処分 の 推移

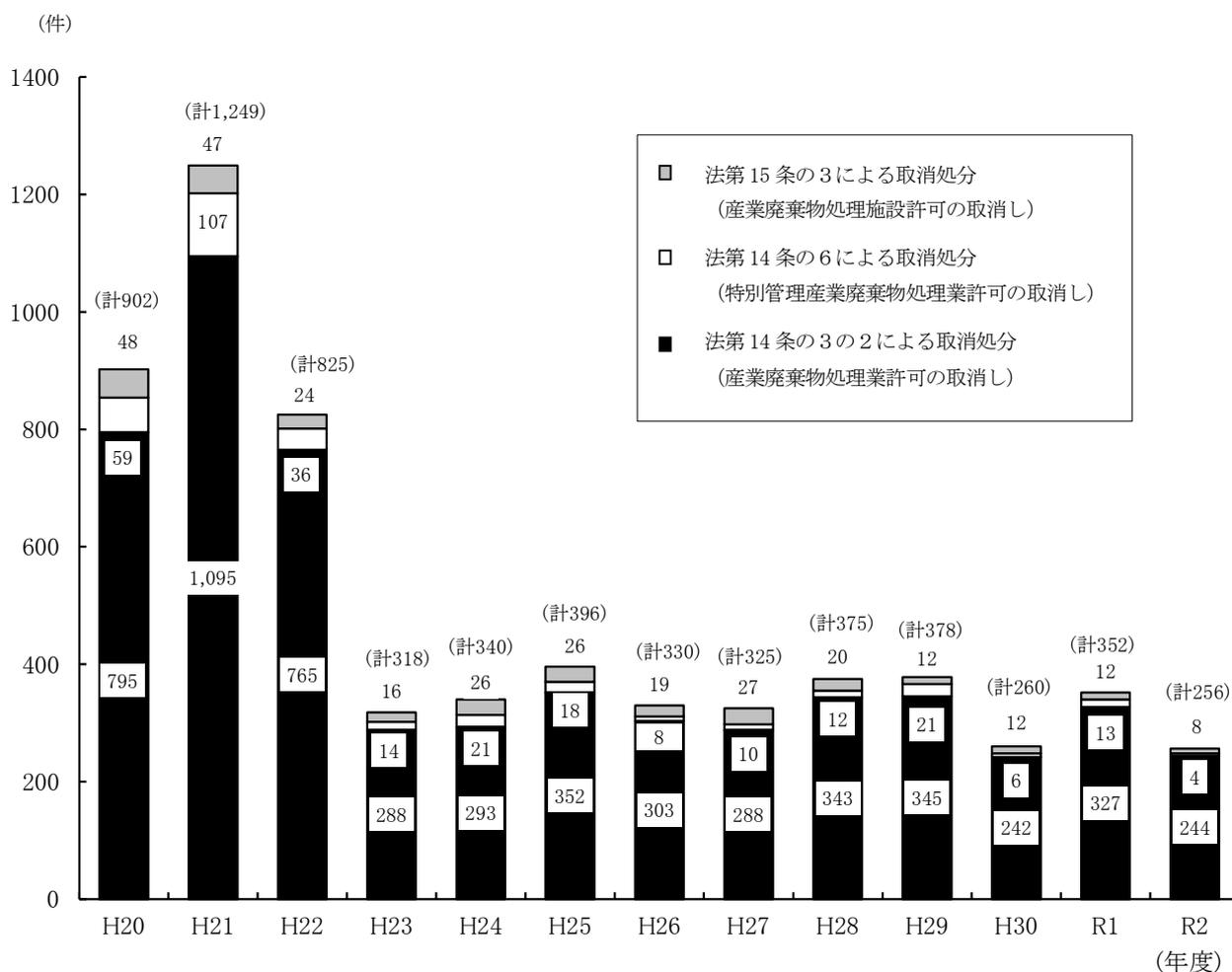


図3—1 取消処分件数の経年変化

注) 令和2年度の数值は、都道府県及び政令市に対し、令和2年4月から令和3年3月末までの実績を調査した結果である。

b) 産業廃棄物の施設設置許可件数の推移

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年	令和 2年
中間処理施設	20,613	19,164	19,076	19,444	19,345	19,320	19,147	18,880	18,829	18,693	18,662	18,726	19,023	19,107	19,090	19,197	19,412
汚泥の脱水施設	6,666	4,810	4,221	3,935	3,774	3,532	3,383	3,208	3,125	3,063	2,994	2,933	2,925	2,870	2,832	2,804	2,717
汚泥の乾燥施設（機械）	238	242	248	245	244	243	246	245	239	238	230	226	212	217	215	213	212
汚泥の乾燥施設（天日）	78	73	74	71	70	67	89	99	78	78	78	61	58	56	53	52	53
廃油の油水分離施設	265	256	253	258	260	258	265	247	249	251	248	248	251	255	253	254	258
廃酸・廃アルカリの中和施設	200	186	182	167	149	142	138	136	143	146	147	145	144	153	149	150	153
コンクリート固化施設	43	40	37	36	36	35	34	33	38	32	32	28	26	25	26	25	25
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	8	8	8	8	8	8	10	9	9	11	11	11	11	11	11	11
シアン化合物の分解施設	216	194	182	177	161	151	135	130	124	117	111	103	107	106	101	105	100
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	—	—	—	—	14	16	16	16	13	13	11	11	10	10	11	12	12
PCB廃棄物の分解施設	18	16	17	20	19	17	17	18	19	18	17	14	15	14	13	13	12
PCB廃棄物の洗浄施設	13	16	13	13	11	11	12	13	15	15	15	14	15	14	13	14	13
廃プラスチック類の破砕施設	1,161	1,286	1,411	1,575	1,649	1,738	1,777	1,792	1,813	1,869	1,924	1,964	2,005	2,087	2,106	2,162	2,235
木くず又ははがれき類の破砕施設	7,765	8,135	8,529	9,061	9,056	9,283	9,365	9,457	9,594	9,615	9,711	9,910	10,258	10,374	10,399	10,457	10,675
廃水銀等の硫化施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2	2
汚泥の焼却施設	654	679	691	696	683	680	666	631	621	623	618	617	583	573	587	591	599
廃油の焼却施設	635	639	668	691	699	680	675	694	687	664	613	610	589	573	585	592	600
廃プラスチック類の焼却施設	1,076	1,052	1,009	980	983	956	899	820	792	755	750	743	715	693	684	692	695
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	2	2	3	3	5	5	5
その他の焼却施設	1,577	1,532	1,533	1,511	1,529	1,503	1,420	1,330	1,269	1,185	1,150	1,086	1,096	1,071	1,045	1,043	1,035
最終処分場	2,478	2,335	2,205	2,253	2,199	2,157	2,047	1,990	1,942	1,880	1,827	1,803	1,783	1,650	1,631	1,603	1,600
遮断型処分場	33	33	33	32	32	32	25	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23
安定型処分場	1,484	1,413	1,382	1,361	1,326	1,283	1,244	1,201	1,164	1,120	1,073	1,053	1,040	998	981	952	946
管理型処分場	961	889	880	860	841	842	778	764	753	736	730	726	719	629	627	628	631
合計	23,091	21,499	21,281	21,697	21,544	21,477	21,194	20,870	20,771	20,573	20,489	20,529	20,806	20,757	20,721	20,800	21,012

c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置許可状況 (令和3年4月1日現在)

都 道 府 県	中間処理施設	うち焼却施設		最終処分場
北海道	1,339	135		289
青森県	597	71		18
岩手県	444	39		30
宮城県	468	39		17
秋田県	268	31		25
山形県	365	50		21
福島県	496	106		63
茨城県	390	109		32
栃木県	325	70		14
群馬県	427	62		33
埼玉県	627	103		1
千葉県	591	126		25
東京都	287	26		5
神奈川県	574	117		12
新潟県	496	62		34
富山県	402	37		26
石川県	187	24		20
福井県	131	35		11
山梨県	127	16		5
長野県	627	65		29
岐阜県	280	47		18
静岡県	849	165		62
愛知県	987	134		94
三重県	526	65		31
滋賀県	201	32		24
京都府	182	23		12
大阪府	287	60		8
兵庫県	623	144		40
奈良県	79	12		12
和歌山県	195	26		7
鳥取県	179	26		10
島根県	249	19		18
岡山県	438	85		32
広島県	546	127		76
山口県	461	108		70
徳島県	152	26		7
香川県	211	47		31
愛媛県	535	79		37
高知県	165	29		13
福岡県	782	111		51
佐賀県	225	27		39
長崎県	340	30		18
熊本県	403	36		30
大分県	316	45		43
宮崎県	301	37		51
鹿児島県	529	39		31
沖縄県	203	32		25
全国計	19,412	2,934		1,600

注) 政令市分は、各都道府県に含んで計上している。

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年	令和 2年
法第18条 報告徴収	35,349	33,582	23,425	13,866	15,786	13,777	13,779	9,570	9,704	5,124	4,684	6,556	5,241	5,249	5,797	5,342	5,543
法第19条 立入検査	125,332	161,203	180,291	196,144	198,326	198,697	182,544	183,832	191,705	181,292	186,482	194,324	186,771	211,750	208,457	206,890	190,703
法第12条の6 勸告	31	22	6	5	14	1	50	8	5	3	20	25	60	87	36	15	22
法第14条の3の2 許可の取消し	884	722	732	699	795	1,095	765	288	293	352	303	288	343	345	242	327	244
法第14条の3 停止命令	72	88	77	72	66	67	53	46	38	61	27	37	58	33	33	36	43
法第14条の6 許可の取消し	40	33	33	71	59	107	36	14	21	18	8	10	12	21	6	13	4
法第14条の6 停止命令	9	9	18	6	11	8	10	1	8	8	3	2	4	11	2	5	6
法第15条の3 許可取消し	21	42	40	34	48	47	24	16	26	26	19	27	20	12	12	12	8
法第15条の2の7 改善命令	44	38	22	17	24	17	14	14	13	12	15	10	13	8	2	11	6
法第15条の2の7 停止命令	22	28	18	14	13	16	15	13	15	25	7	7	22	24	8	20	12
法第19条の3 改善命令	107	100	71	54	40	47	38	37	49	41	43	38	22	18	30	21	11
法第19条の5 措置命令	85	75	59	55	16	28	30	13	55	22	12	5	3	26	15	20	5
法第19条の6 措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

(1) 最終処分場の残存容量（令和3年4月1日現在）

最終処分場の残存容量は約 15,707 万m³であり、前年度から約 310 万m³（2.0%）増加した。

表4-1 最終処分場の残存容量（令和3年4月1日現在）

（単位：m³）

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		26,702 (27,536)
安定型処分場	総数	53,905,234 (54,994,910)
管理型処分場	総数	103,135,264 (98,948,440)
	うち海面埋立	44,095,358 (33,780,951)
計		157,067,200 (153,970,886)

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。
 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
 3. () は、前年度の調査結果である。

(2) 最終処分場の残余年数（令和3年4月1日現在）

令和2年度の最終処分量及び令和3年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では17.3年、首都圏では13.7年、近畿では15.4年となっている。

表4-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（令和3年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m ³)	残余年数 (年)
全国	909 (916)	15,707 (15,397)	17.3 (16.8)
首都圏	149 (187)	2,039 (1,141)	13.7 (6.1)
近畿圏	132 (137)	2,029 (2,462)	15.4 (17.9)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
 2. 残余年数=残存容量/最終処分量とする。(tとm³の換算比を1とする。)
 3. () 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

